

令和3年度宮崎支部事業報告について

令和3年度事業の総括

支部全体としては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた悪状況でありながらも、工夫しつつ滞りなく事業を実施できた1年であった。

令和3年度は、前年度に引続き、インセンティブ項目において弱点である特定健診および保健指導などの**保健事業の強化**に取り組んだ。

具体的には、特定健診受診率向上施策として、**テレビCM放送・フリーペーパーや新聞掲載等の広報強化**を図った。**ショッピングモールにおける集団健診**については、イオンモール宮崎に加え宮交シティでも実施したが、新型コロナウイルスの影響もあり、大幅な増加にはつながらなかった。

特定保健指導においては、新型コロナウイルスの影響により事業所訪問ができなくなった前年度の取組を踏まえ、協会けんぽ保健指導者による**Zoomを利用した特定保健指導**を推進し、事業が滞らない工夫を継続した。

特定健診・保健指導実施率ともに目標達成には至らず、依然として課題が残っている。

令和4年度は、新たな手法を取り入れながら、引き続き特定健診受診率の向上・特定保健指導実施率の向上を目指し、更なる取組の推進を図りたい。

令和3年度宮崎支部重点施策および目次

分野	具体的施策等	担当グループ	ページ	
基盤的 保険者機能強化	1. 効果的なレセプト点検の推進	レセプト	3	
	2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進	レセプト	4-9	
	3. サービス水準の向上	業務	10	
	4. 現金給付の適正化の推進	業務	11	
	5. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	業務	12	
	6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	業務	13	
	7. 限度額適用認定証の利用促進	業務	14	
	8. 被扶養者資格再確認の徹底	業務	15	
戦略的 保険者機能強化	9. データヘルス計画の着実な実施	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	保健	16-18
		ii) 特定保健指導の実施率の向上	保健	19
		iii) 重症化予防対策の推進	保健	20
		iv) 健康宣言優良事業所認定制度の推進	企画+保健	21
	10. 女性特有の健康課題に対する加入者及び事業所支援	企画+保健	22	
	11. 広報活動や健康保険委員等を通じた加入者等の理解促進	企画総務	23-24	
	12. ジェネリック医薬品の使用促進	企画総務	25-26	
	組織運営	13. 費用対効果を踏まえたコスト削減等	企画総務	27
	【参考資料】各種広報作成物	企画総務	28-31	

1. 効果的なレセプト点検の推進

<KPI及び数値目標>

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について 対前年度0.305% 以上とする。	0.282% 全国34位 協会単独では30位	0.332%	0.305% 全国25位 協会単独では11位	0.318%
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を 対前年度(6,781円) 以上とする。	5,872円 全国23位	6,330円	—	—

<取組内容>

レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。

<令和3年度の実施結果>

- ◆点検員のスキルアップ
 - ・個別面談の実施 ・データ分析による点検員の能力把握 ・毎月の勉強会の実施
 - ・外部講師による研修会の実施（医科10/28～29 歯科11/1～2）
- ◆システム点検の精度向上
 - ・自動点検をより効果的に実施するためのマスタメンテナンスの実施
 - ・各点検員の自動点検進捗状況の管理
- ◆支払基金との連携
 - ・定例、随時の協議会及び書面による照会を実施。審査結果に対する疑義等について協議する。
- ◆進捗会議の活性化
 - ・月例の進捗会議を毎月開催し、協議による施策を随時実施する。

<令和4年度の取組>

計画に基づき、点検員との毎月の面談及び勉強会の実施、外部講師による研修会を実施するなど点検員のスキルアップを図り、また、高額レセプトから重点的に審査するなど効率的な点検を推進し、査定率と再審査レセプト1件当たり査定額向上に取り組む。

2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 基

<KPI及び数値目標>

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 95.22%以上 とする。	90.38% 全国15位	84.11%	95.22% 全国11位	92.41%
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を 対前年度（79.97%）以上 とする。	78.19% 全国6位	55.48%	79.97% 全国7位	53.40%

【保険証回収業務】

<取組内容>

- ◆日本年金機構の資格喪失処理後10日以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を強化する。
- ◆未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ◆債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- ◆任意継続保険の保険証未返納者に対し、一次催告時に電話催告を実施する。

<令和3年度の取組結果>

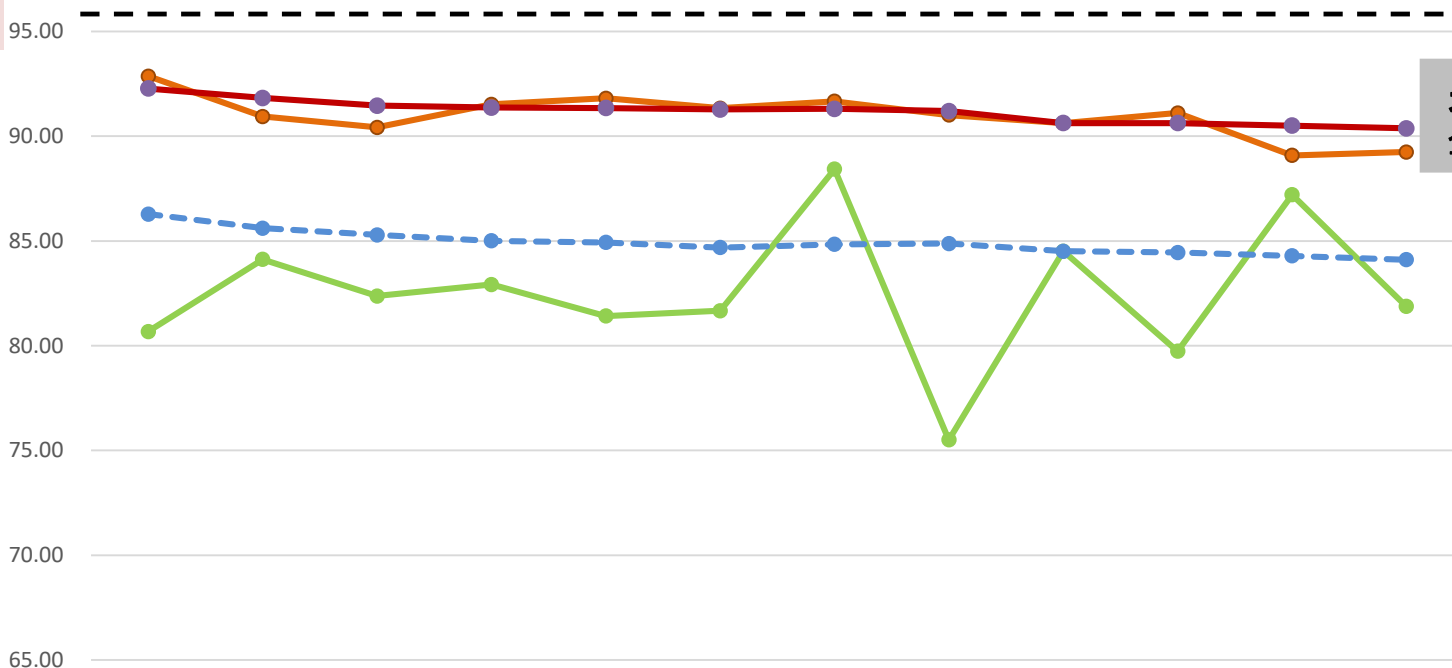
- ◆一次催告を資格喪失処理後の10営業日以内、二次催告を一次催告送付後10営業日以内に実施した。
- ◆催告が未達となった場合、事業主へ架電のうえ、回収状況と未返納者の連絡先の確認し、再送付等の対応を行った。
- ◆回収不能届提出者（かつ電話番号判明者）については、届の受付日から7営業日以内に架電し、喪失後受診防止および返納催告を実施できた。
- ◆任意継続保険料未納による資格喪失者に対しては、一次文書催告時に電話催告を併せて実施した。
- ◆証返納催告の対象者が多い事業所等に対し、「資格喪失届への保険証添付」「証添付不可の際の回収不能届の提出」並びに「回収不能届への電話番号の記載」の3点の徹底について、依頼文書を送付した。
※【3回実施済（R3年6月、R3年9月、R4年3月）】
- ◆年金機構・社労士会に対し、支部の取組への積極的な協力等について申し入れを行った（R3.6実施）。
- ◆定期的に各種広報誌やメールマガジンを活用し、保険証の適正な取扱いに関する広報を実施した。
- ◆二次催告文書に支部作成の「連絡票」を同封し、事業所への返却状況等について回答して頂き、返却済の場合は適宜事業所宛に電話催告を実施した。

2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 基

<令和3年度の実施結果>

K P I ① 資格喪失後1か月以内の保険証回収率

KPI 95.22%



未達成
全国15位

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般	92.87	90.94	90.42	91.52	91.81	91.34	91.67	91.01	90.63	91.11	89.09	89.25
任継	80.68	84.12	82.37	82.92	81.42	81.67	88.43	75.51	84.51	79.74	87.21	81.88
トータル	92.28	91.83	91.46	91.37	91.35	91.28	91.31	91.20	90.63	90.63	90.51	90.38
全国平均	86.28	85.61	85.29	85.01	84.93	84.69	84.84	84.88	84.51	84.45	84.29	84.11

2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 基

■令和2-3年度 保険証返納催告状発行件数

		R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R3.1	R3.2	R3.3	合計
催告状	一般	1,933	989	830	818	744	964	695	688	612	859	811	862	10,805
	任継	114	187	177	134	131	116	104	88	93	173	103	211	1,631
		R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R2.1	R2.2	R2.3	合計
	一般	177	0	312	307	243	241	207	220	154	212	442	966	3,481
	任継	406	49	232	196	14	89	27	112	91	90	88	189	1,583

<令和4年度の取組>

- ◆一次催告は資格喪失処理後の10営業日以内に実施する。
二次催告は一次催告送付後、本部が示したスケジュール（10日・20日・31日）通りに実施する。
- ◆催告が未達となった場合、事業主へ電話催告等を行い、回収状況と未返納者の連絡先を確認する。
- ◆回収不能届提出者（かつ電話番号判明者）については、届の受付日から7営業日以内に架電し、喪失後受診防止および返納催告を実施する。
- ◆任意継続保険の喪失者に対しては、一次文書催告に併せ、電話催告も実施する。
- ◆証返納催告の対象者が多い事業所等に対し、「資格喪失届への保険証添付」「証添付不可の際の回収不能届の提出」並びに「回収不能届への電話番号の記載」の3点の徹底について、依頼文書を送付する（※年2回予定）。
- ◆年金機構・社労士（社労士会）に対し、支部の取組への積極的な協力等について申し入れを行う。
- ◆定期的に各種広報誌やメールマガジン等を活用し、保険証の取扱いに関する広報を実施する。
- ◆健康保険委員研修会等を活用し、「届書提出時の保険証添付の徹底」と「喪失後の保険証の誤使用防止」等について周知する。

これらの施策を取り組んで行き、特に事業主・社労士へ、回収後の早期返却（事務センターへの速やかな送付）の徹底について理解を求め、目標（90.38%以上）を達成する。

2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化・債権管理回収業務の推進 基

【債権管理回収業務】

＜取組内容＞

- ◆債権対象事案については、迅速にかつ全件に対して調定処理を実施する。
- ◆未納者に対する定期的（現年度：3か月毎／過年度：6か月毎）な催告（文書・電話）を確実に実施する。
- ◆分割納付中断者・納付約束不履行者の進捗管理の徹底、および速やかな催告を実施する。
- ◆大口債権（過年度分含む）については、管理を徹底し、債権対策会議にて対応策を協議することで、債務者毎の状況等に応じた細かい対応を実施する。
- ◆債権調定後は速やかに納付書を全件送付する。
- ◆喪失後受診の返納金については、事故防止・効率化の観点からも全件アウトソースを活用し、保険者間調整案内チラシを同封する。
- ◆高額債務者（25,000円以上）については、調定後の早期対応により早期回収を図る。
- ◆電話・文書・訪問催告時に保険者間調整の利用勧奨をもれなく実施する。
- ◆回収が困難な場合は、費用対効果を勘案しつつ、速やかに最終催告（内容証明郵便）を送付のうえ法的手続きを適宜実施する。

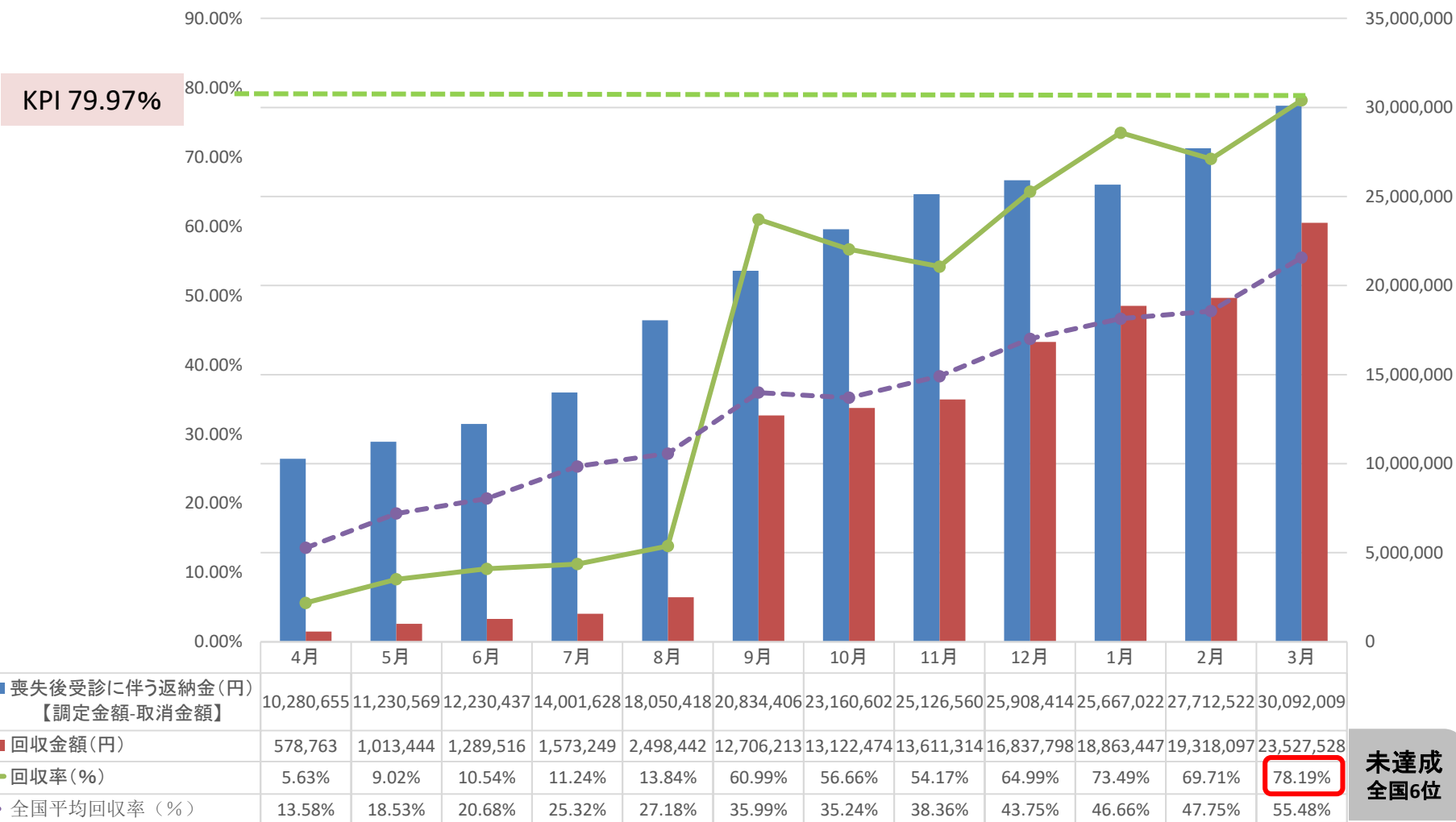
＜令和3年度の取組結果＞

- ◆週次（毎週月曜日）で、速やかに調定処理を実施し、債務者に対する早期告知により、早期回収へと繋げることができた。
- ◆定期的な文書催告を確実に実施することで、多数の債務者から反応を得られ、収納（及び保険者間調整）へと繋げることができた。
- ◆分割納付者・納付約束者については、備考欄へ納付約束月をもれなく登録（都度更新）することにより管理を徹底し、約束不履行者への早期催告（電話・文書）へと繋げることができた。
※【返納金(無資格受診)回収率：78.19%（全支部中「6位」）】
- ◆きめ細かな事跡管理（および備考欄登録）により、確実な催告（文書・電話・戸別訪問等）を実施できた。
- ◆対応困難な案件については、適宜、債権対策会議にて対応策を協議したことで、収納等へ繋げることができた。
- ◆喪失後受診に係る返納金については、資格点検担当との迅速な引継を徹底し、速やかな納付書送付による早期回収を実現できた。
※【納期限内納付率：45%】
- ◆高額債務者(電話番号判明者)に対しては、もれなく納付書送付前に内容説明・納付交渉・保険者間調整案内等を行ったことにより、回収へ繋げることができた。
- ◆保険者間調整による収納状況：263件、23,892,360円。
上期：返納金（無資格受診）の「全収納件数」に占める「保険者間調整による収納件数」の割合が全支部中「1位」という結果を残せた。
- ◆最終催告を12件、法的手続きを2件実施した。

2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 基

<令和3年度の実施結果>

KPI②資格喪失後受診による返納金の回収率



未達成
全国6位

2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 基

＜令和4年度取組＞

- ◆債権管理・回収事務手順書に基づく事務処理を徹底し、発生した債権の調定処理を漏れなく速やかに実施する。
- ◆未納者に対しては、定期的な文書催告（現年度：3か月毎／過年度：6か月毎）を確実に実施する。
（※現存者は、適宜「勤務先」へ送付）
- ◆分割納付中断者や約束不履行者に対しては、事跡および備考欄を活用した進捗管理を徹底し、速やかに催告（電話・文書）を実施する。
- ◆大口債権については、チーム内で対応策を協議。対応困難な案件は、債権対策会議に諮り、対応策を検討し解消へと繋げる。
- ◆喪失後受診にかかる返納金については、資格点検チームと連携して速やかに引継のうえ、即時調定処理を実施し、債務者への早期通知を実施する。
- ◆高額債務者（債権額25,000円以上かつ電話番号判明者）については、通知前に架電のうえ、内容説明・納付交渉・保険者間調整案内等を実施する。
- ◆現金給付にかかる返納金については、引継前に業務グループ担当者にて債務者への架電（内容説明）を実施することで納付に対する理解を図る。
- ◆文書催告の際、保険者間調整案内文書を全件送付することで利用促進を図る。
- ◆電話催告や戸別訪問の際に、喪失後の国保加入有無を確認し、保険者間調整の利用勧奨を実施する。
- ◆回収困難者には、速やかに最終催告（内容証明郵便）を送付し、債権調定後6か月以内の法的手続を実施する。
（※対象：25,000円以上）

「債権残高」を着実に減らして行くための最善の方法を常に模索・検討しながらKPI事業を進めることとする。

3. サービス水準の向上

<KPI及び数値目標>

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①サービススタンダード（※）の達成状況を 100% とする。 ※10営業日以内に支払うこと	100% 全国1位	99.9%	100% 全国1位	99.5%
②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%以上 とする。	93.7% 全国31位	95.5%	93.7% 全国27位	94.8%

<取組内容>

- ◆申請書進捗状況の管理を徹底し、業務グループ長補佐による必要な指示出しを行うことにより、標準期間内の支払いを実施する。
- ◆郵送による申請の促進については、お客様からの電話でのお問い合わせの都度、郵送のアナウンスを実施する。
- ◆定期的にCS向上委員会を開催し、CS向上のための施策を実施する。
(ビジネスマナー講習会の実施や電話対応のマナー向上を意識づけるための朝礼での唱和など)

<令和3年度の実施結果>

- ◆審査手順書の確実な実施や、申請書進捗状況の管理の徹底および必要な指示出しにより、サービススタンダードの達成状況は100%となり、KPI達成。また、超過勤務時間も削減できた。
- ◆郵送化率については、前年度と同じ93.7%であり、KPIは達成ならず。
※ただし、協会けんぽ発足時頃（平成21年度）の郵送化率は66.8%であり、「すべての申請について郵送可能」という意識は定着できているものとする。

<令和4年度の取組>

- ◆現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード）を遵守するための取組を継続する。
- ◆加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
- ◆「お客様満足度調査結果」に基づき、CS向上委員会を中心としたお客様サービス水準の向上に向けた取組を推進する。
また、「お客様の声」に基づき、加入者・事業主の意見や苦情等から宮崎支部の課題を見出し、迅速に対応する。

4. 現金給付の適正化の推進

<KPI及び数値目標>

設定なし

<取組内容>

- ◆不正疑い事案については、重点的に審査を実施するとともに、支部の保険給付適正化プロジェクトチームで議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。
- ◆傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。

<令和3年度の実施結果>

- ◆立入検査事案なし。
- ◆傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部から情報提供されたデータを基に、速やかに必要な調整を実施。

障害年金調整（返納金）	87件	31,671,456円	（令和2年度	71件	23,009,300円）
老齢年金調整（返納金）	42件	4,233,791円	（令和2年度	28件	2,280,020円）

<令和4年度の取組>

- ◆標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ◆傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- ◆不正疑い事案については、重点的に審査を実施するとともに、支部の保険給付適正化プロジェクトチームで議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。

5. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

<KPI及び数値目標>

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 <small>の施術の申請割合について対前年度（0.85%）以下とする。</small>	0.82%		0.85% 全国25位	1.12%

<取組内容>

- ◆多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。
- ◆加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

<令和3年度の実施結果>

- ◆令和3年度における多部位頻回の申請書件数割合（KPI）は0.82%であり、KPI達成。
- ◆啓発文書の送付件数は1,579件（令和2年度：2,309件）

<令和4年度の取組>

- ◆多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や、負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
- ◆加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。
- ◆あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の意見書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順書による審査を徹底する。
- ◆厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

<KPI及び数値目標>

設定なし

<取組内容>

- ◆ 審査手順書による審査を徹底する。
- ◆ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施する。
- ◆ 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

<令和3年度の実施結果>

- ◆ 取扱規定に基づいた新様式にて、文書による医師の同意書確認など審査手順書による審査を徹底した。
- ◆ 広報誌『協会けんぽ みやざき』に「健康保険を使用するのはり・きゅう、あんま・マッサージの正しいかかり方」の記事を掲載し、正しい知識の普及を図った。
- ◆ 令和3年度については不正疑い事案はなかった。

<令和4年度の取組>

- ◆ 項番5の「柔道施術療養費等の照会業務の強化」に併せて取組を進めることとした。
(事業計画に則った対応)

7. 限度額適用認定証の利用促進

<KPI及び数値目標>

設定なし

<取組内容>

- ◆ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、事業主や健康保険委員等への広報を実施する。
- ◆ 医療機関との連携や「限度額適用認定申請書」の設置拡大により、手続きの利便性を高め、限度額適用認定証の使用割合を高めることで、限度額を超える一時的な支払が不要になるなどの加入者サービス向上を図る。

<令和3年度の実施結果>

- ◆ メルマガ「よんでん」（2回）および広報誌『協会けんぽみやざき』（12月号）に制度周知文章を掲載する。
- ◆ 申請書未設置医療機関に対し申請書設置にかかる協力依頼文書を送付する。
→ 依頼文書送付医療機関：24 設置医療機関：8
- ◆ 高額療養費にかかる現物給付の割合が上昇。（＝利用促進されている状態）

令和2年度			令和2年4月～12月			令和3年4月～12月		
件数	割合	金額(千円)	件数	割合	金額(千円)	件数	割合	金額(千円)
46,048	83.6%	5,779,020	34,666	83.7%	4,344,746	35,200	85.9%	4,466,184

<令和4年度の取組>

- ◆ 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報および地域の医療機関等に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ◆ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

8. 被扶養者資格再確認の徹底

<KPI及び数値目標>

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.2%以上 とする。	91.7%		92.7% 全国17位	91.3%

<取組内容>

- ◆マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ◆事業所からの「被扶養者資格確認リスト」を確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ◆「被扶養者資格確認リスト」の未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

<令和3年度の実施結果>

- ◆提出率91.7% KPI値（93.2%）未到達。
- ◆本部から未提出事業所への文書による提出勧奨を行ったが、提出件数は目標を下回る結果となった。

<令和4年度の取組>

- ◆マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- ◆事業所からの「被扶養者資格確認リスト」を確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ◆本部から未提出事業所への提出勧奨を行うが、提出状況によっては支部からも提出勧奨を行う。
- ◆「被扶養者資格確認リスト」の未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

9.データヘルスの着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

戦

○生活習慣病予防健診（被保険者）

KPI未達成

＜KPI及び数値目標＞

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
生活習慣病予防健診受診率を 62.6%以上 とする。	59.5% (目標62.6%)	53.6% (目標58.5%)	56.6% (目標60.9%)	51.0% (目標55.9%)

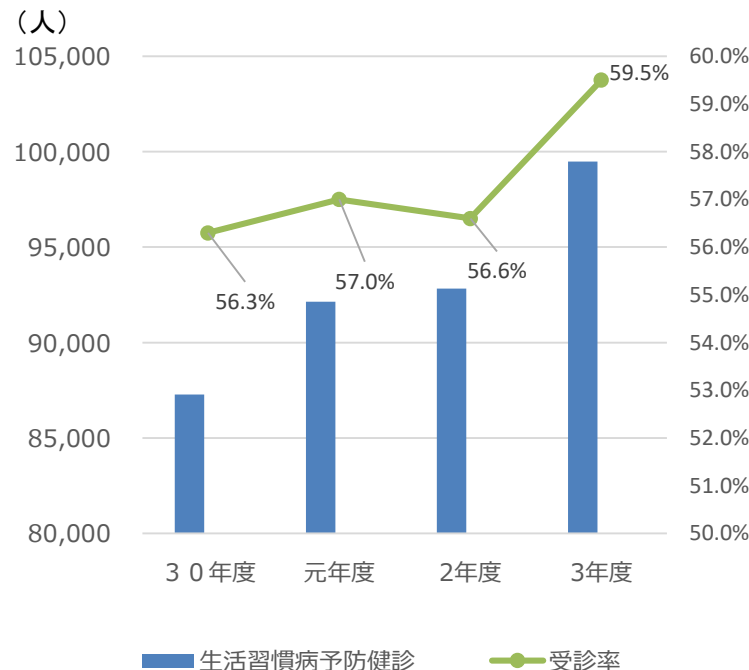
＜令和3年度の実施結果＞

- ◆ 新規適用事業所への受診勧奨
- ◆ 健診機関への委託による受診勧奨（委託数2機関）
- ◆ 商業施設等を活用した集団健診（受診者約500名）
- ◆ 健診機関への受診者枠の拡大の働きかけ

＜令和4年度の取組＞

- ◆ 新規適用事業所への受診勧奨
- ◆ 健診機関への委託による受診勧奨
- ◆ 商業施設等を活用した集団健診
- ◆ 健診機関への受診者枠拡大の働きかけ

生活習慣病予防健診（被保険者）



9.データヘルスの着実な実施 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

戦

○事業者健診データ取得（被保険者◆被扶養者）

KPI未達成

<KPI及び数値目標>

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
②事業者健診データ取得率を 8.0%以上 とする。	7.9% (目標8.0%)	8.5% (目標8.5%)	6.5% (目標7.8%)	8.0% (目標8.0%)

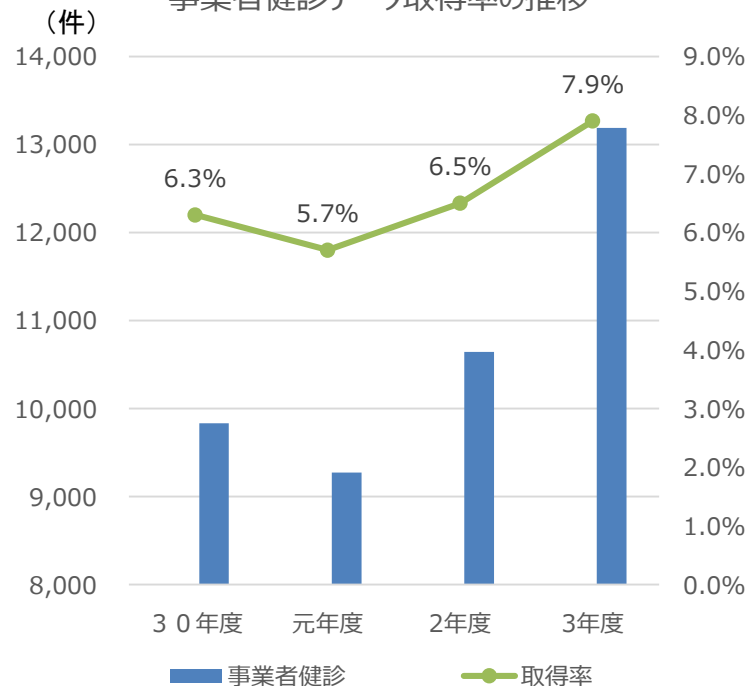
<令和3年度の実施結果>

- ◆委託を活用した事業所への同意書取得、提供勧奨及びデータ処理（133社、約4,000件取得）
- ◆同意書に基づく健診機関への提供依頼
- ◆事業所への提供勧奨

<令和4年度の取組>

- ◆委託を活用した事業所への同意書取得、提供勧奨及びデータ処理（委託にて勧奨する事業所数を拡大）
- ◆同意書に基づく健診機関への提供依頼
- ◆事業所への提供勧奨

事業者健診データ取得率の推移



9.データヘルスの着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

戦

○特定健診（被扶養者）

KPI未達成

<KPI及び数値目標>

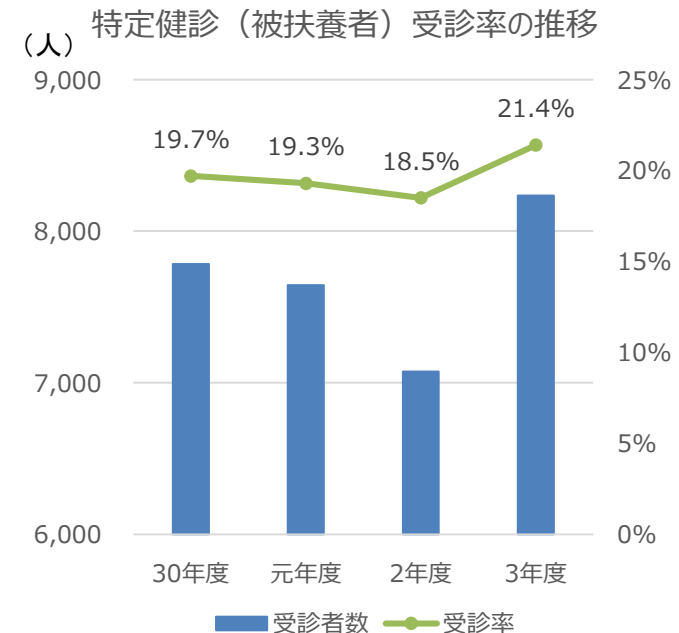
	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
③被扶養者の特定健診受診率を 24.7%以上 とする。	21.4% (目標24.7%)	26.2% (目標31.3%)	18.5% (目標24.6%)	21.3% (目標29.5%)

<令和3年度の実施結果>

- ◆ ショッピングモール等県内各地での集団健診の実施（22市町村105日程で約2,700名の受診）
- ◆ 市町村がん検診との同時実施（14市町村（再掲））
- ◆ 国保特定健診との同時実施（6市町村（再掲））
- ◆ 健診費用が無料をアピールした受診勧奨ポスターを健診機関に掲示する。
- ◆ 経年受診状況を踏まえた受診勧奨
- ◆ メディアを活用した受診勧奨（テレビCM・新聞・フリーペーパー）

<令和4年度の実施取組>

- ◆ ショッピングモール等県内各地での集団健診の実施（22市町村84日程で開催予定）
- ◆ 市町村がん検診との同時実施（14市町村（再掲））
- ◆ 国保特定健診との同時実施（6市町村（再掲））
- ◆ 未受診者に対する受診勧奨
- ◆ メディアを活用した受診勧奨（テレビCM・新聞・SNS・フリーペーパー）



9.データヘルスの着実な実施 ii) 特定保健指導受診率の向上

戦

<KPI及び数値目標>

KPI未達成

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
①被保険者の特定保健指導の実施率を 29.4%以上 とする。	15.7% (目標29.4%)	18.2% (目標25.0%)	15.3% (目標25.2%)	15.4% (目標20.6%)
②被扶養者の特定保健指導の実施率を 7.9%以上 とする。	3.1% (目標7.9%)	12.8% (目標8.0%)		

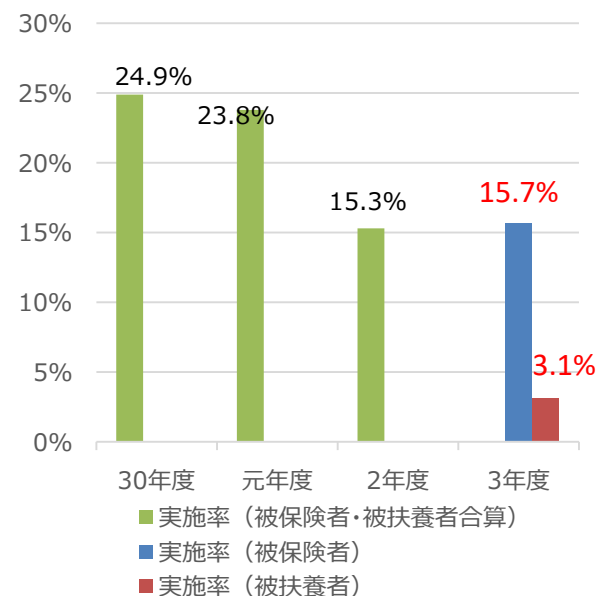
<令和3年度の実施結果>

- ◆ 被保険者への特定保健指導
 - ① 支部直営の特定保健指導（保健指導者14名）
 - (1) ICTを活用（4,255名中、初回面談で503名実施）
 - (2) 保健指導者のスキル向上のための勉強会を実施
 - ② 外部委託の特定保健指導（契約機関11機関）
 - (1) 契約機関の拡大（1機関と新たに契約）
 - (2) 契約機関との会議において2機関の取組事例を共有
- ◆ 被扶養者への特定保健指導
 - ① 集団健診時の初回面談分割の実施
 - ② 支部保健師による結果説明会の開催（5回開催し17名に実施）

<令和4年度の取組>

- ◆ 被保険者への特定保健指導
 - ① ICT活用を推進
 - ② 健診日当日の面談の推進
 - ③ 契約機関の拡大
- ◆ 被扶養者への特定保健指導
 - ① 健診当日面談の推進
 - ② 利用券発券による保健指導実施者の拡大
 - ③ 集団健診会場での初回面談分割の実施
 - ④ 健診結果説明会の実施（対象地域の拡大）

保健指導実施状況の推移



※令和3年度より被保険者と被扶養者別々にKPIが設定

9.データヘルスの着実な実施 iii) 重症化予防対策の推進

戦

<KPI及び数値目標>

KPI未達成

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上 とする。※	9.0% (目標11.8%)	10.5% (目標11.8%)	10.4% (目標12.9%)	10.1% (12.9%)

※血圧もしくは血糖が高値の方に対する医療機関への受診勧奨

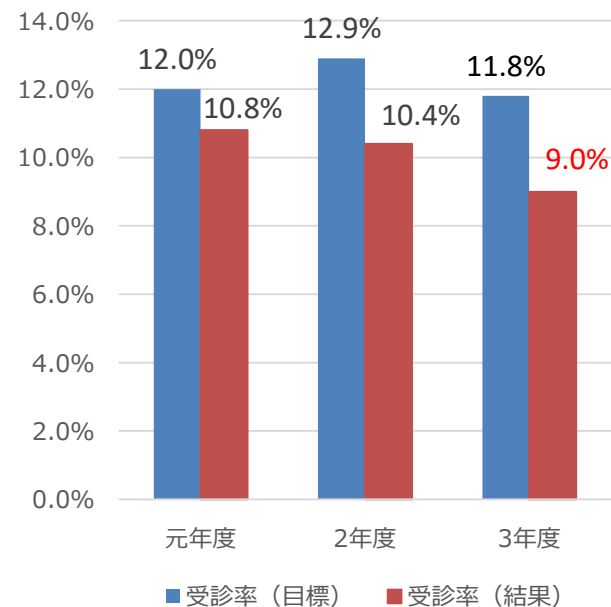
<令和3年度の実施結果>

- ◆ 本部勧奨後、支部からの文書勧奨（約2,400件）
- ◆ 本部勧奨後、支部保健師による電話勧奨（約1,000件）
- ◆ 健診機関による、血圧高値者に対する健診当日の受診勧奨

<令和4年度の取組>

- ◆ 支部からの文書による勧奨
- ◆ 支部保健師による電話での勧奨
- ◆ 健診機関による、健診当日の受診勧奨の促進

勧奨対象者の受診状況の推移



9.データヘルスの着実な実施 IV) 健康宣言優良事業所認定制度の推進

<KPI及び数値目標>

	令和3年度	令和2年度
	宮崎支部	KPIの設定なし
健康宣言事業所数を 450事業所以上 とする。	459事業所	

<令和3年度の実施結果>

- ◆ 10/14生命保険会社との連携として、新たに「第一生命保険株式会社宮崎支社」と覚書締結
- ◆ 文書および電話勧奨、並びに支部長による訪問勧奨
- ◆ 康宣言事業所へのサポート事業
 - ・健康宣言事業所に対し健康づくりに関する情報誌提供を年4回送付
 - ・経年比較用健康度レポート提供（40歳以上被保険者10人以上事業所）310社
 - ・健康度カルテ提供（40歳以上被保険者10人未満事業所）271社
 - ・健康器具貸出による従業員の健康づくりを支援（延べ42事業所へ貸出）
 - ・県と連携し、宣言事業所へ県および支部保健師を派遣し、健康宣言の活動を支援（8事業所）
- ◆ オンライン健康セミナー実施（11/19メンタルヘルス：81名視聴 2/22女性有の健康課題：81名視聴）
- ◆ 3月認定証送付（金：28事業所 銀：97事業所）
- ◆ フィットネスジムとの覚書締結による宣言事業所に対する優待割引実施

<令和4年度の取組> **KPI：健康宣言事業所数590事業所以上**

- ◆ 令和3年度事業の継続実施

10.女性特有の健康課題に対する加入者及び事業所支援

＜KPI及び数値目標＞ 設定なし

＜令和3年度の実施結果＞

- ◆ 健康宣言事業所および健康保険委員在籍事業所に対して、女性特有の健康課題に対するオンラインセミナーを実施（申し込み：66事業所 視聴：81事業所（ライブ及びアーカイブ））
- ◆ 保健指導者の研修会において、婦人科の医師による女性のライフスタイルについての健康支援の研修と、事例検討の実施（コロナ禍もあり、支部保健師による健康相談は未実施）

＜令和4年度の取組＞

- ◆ 実施予定なし
※特定保健指導の場において女性の健康課題の支援を行っていく。

11. 広報活動や健康保険委員等を通じた加入者等の理解促進

<KPI及び数値目標>

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 55.0%以上 とする。	55.5%	未確定	53.4% 全国21位	45.3%

<令和3年度の実施結果>

- ◆ 広報誌「協会けんぽみやざき」を毎月納入告知書に同封し、事業所に配布
- ◆ 広報誌「社会保険みやざき」を隔月で社会保険協会会員事業所に配布
- ◆ メールマガジンを毎月配信
- ◆ 宮日新聞に広告掲載（1/28インセンティブ制度周知、2/16マイナンバーカード保険証利用、3/23令和4年度保険料率改定、3/24資格喪失後受診防止、3/25特定健診受診勧奨）
- ◆ フリーペーパー等に広告掲載
 - 特定健診受診勧奨（「月刊パーム8月号」、「きゅんと8月第1木曜号」）
 - マイナンバーカード保険証利用（「きゅんと3月第1木曜号」、「月刊パーム3月号」「タウンみやざき3月号」）
- ◆ 宮日新聞に記事掲載（『くらしの相談』9/6特定健診受診勧奨、3/7退職後の健康保険）
- ◆ テレビCM UMK放送（特定健診受診勧奨：4月）
- ◆ メールマガジン登録拡大（新規登録件数：751件）
- ◆ 関係団体との連携による広報（令和4年度保険料率改定：2/28「商工会議所ニュース」、3/1「市広報みやざき」、3/10「中央会だより」、3/25「労働みやざき」）
- ◆ 健康保険委員未委嘱事業所へ文書、電話、訪問による勧奨を実施
- ◆ 健康保険委員へのサポート活性化のため、ハンドブックを作成配布および健康情報誌（年4回）の配布
- ◆ 健康保険委員委嘱事業所に対するオンラインセミナー実施。（11/19男性向け、2/22女性特有の健康課題）
- ◆ 健康保険委員表彰の実施（11/24年金機構と合同で表彰実施）
- ◆ 新任社会保険事務担当者研修会（12月：延岡・宮崎・都城・高鍋）
- ◆ 新規適用事業所への各種案内送付

11. 広報活動や健康保険委員等を通じた加入者等の理解促進

<令和4年度の取組>

KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合55.5%以上

- ◆ 広報誌「協会けんぽみやざき」を毎月納入告知書に同封し、事業所に配布
- ◆ 広報誌「社会保険みやざき」を隔月で社会保険協会会員事業所に配布
- ◆ メールマガジンを毎月配信
- ◆ 宮日新聞に広告掲載（インセンティブ制度周知、マイナンバーカード保険証利用、資格喪失後受診防止）
- ◆ テレビCM（6月および9月：UMK・MRT放送：特定健診受診勧奨）
- ◆ **新**ラジオCM（6月～9か月間：FM宮崎：マイナンバーカード保険証利用）
- ◆ **新**Instagram（10月：特定健診受診勧奨）
- ◆ フリーペーパー「月刊パームス」に広告掲載（11月：マイナンバーカード保険証利用）
- ◆ 宮日新聞に記事掲載（『くらしの相談』）
- ◆ メールマガジン登録拡大（通年）
- ◆ 関係団体との連携による広報（保険料率改定）
- ◆ 健康保険委員未委嘱事業所へ文書、電話、訪問による勧奨
- ◆ 健康保険委員への健康情報誌（年4回）の配布
- ◆ 健康保険委員への「協会けんぽGUIDE BOOK」配布
- ◆ 健康保険委員表彰の実施（年金機構と合同で表彰実施）
- ◆ 健康保険委員委嘱事業所に対するオンラインセミナー実施
（9月：働く世代の食事と運動について 2月：メンタルヘルス対策セミナー）
- ◆ 新任社会保険事務担当者研修会（5月・12月 県内7か所）
- ◆ 社会保険制度講習会（9月：県内4か所）
- ◆ 新規適用事業所への各種案内送付

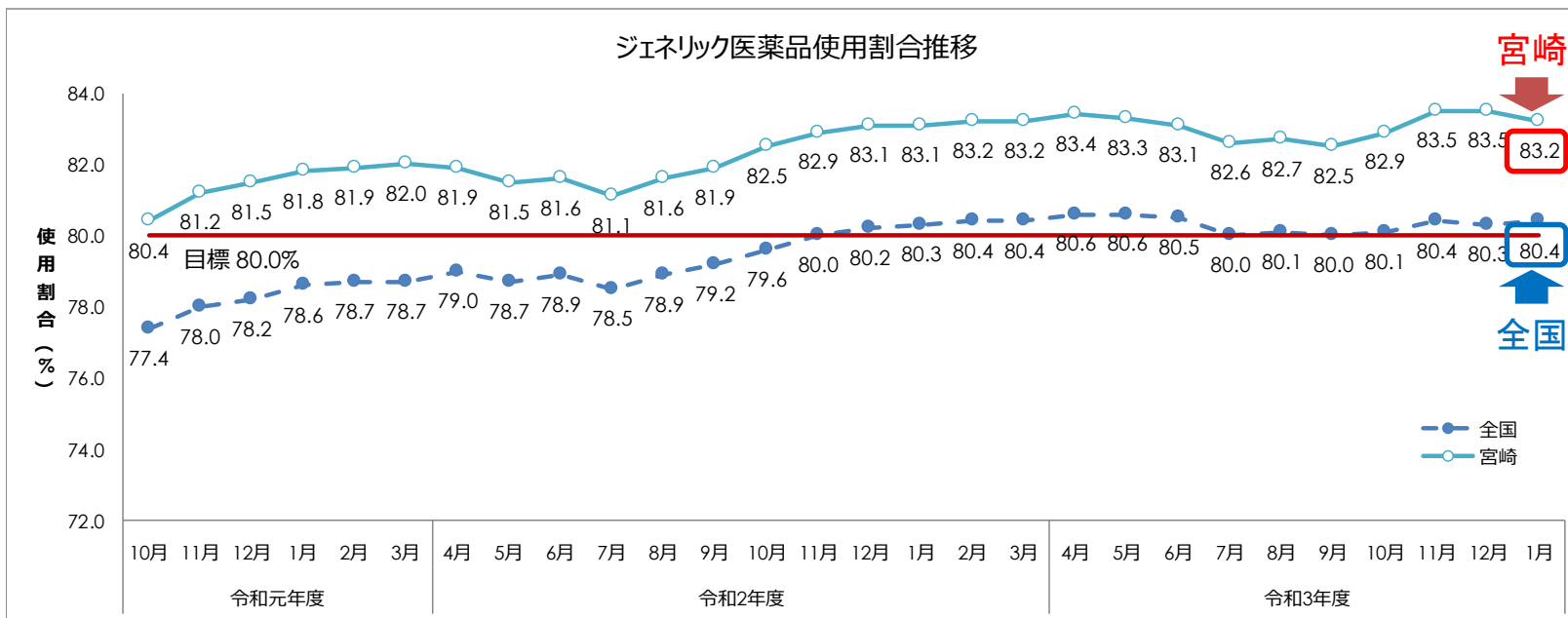
12.ジェネリック医薬品の使用促進

<KPI及び数値目標>

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
協会けんぽ宮崎支部のジェネリック医薬品使用割合（※）を 82.3%以上 とする。	83.2% 全国6位	80.4%	82.3% 全国7位	79.5%

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合（令和4年1月時点のため、未確定）

協会けんぽ宮崎支部と全国のジェネリック医薬品使用状況（医科・DPC・歯科・調剤）の推移



注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「新指標による後発医薬品使用割合（数量ベース）」は、[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。
 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」に基づいて設定している。

12. ジェネリック医薬品の使用促進

<令和3年度の実施結果>

- ◆ ジェネリック医薬品軽減額通知サービス実施（2月 ※製薬会社不祥事を受け7月は未実施）
- ◆ ジェネリック医薬品使用促進セミナー（11月：新型コロナ感染症の影響により中止）
- ◆ 「ジェネリック医薬品実績リスト」等を活用した薬局関係者への働きかけ（2月：565薬局へ発送）
- ◆ 上記リストの活用状況に関するアンケート準備
- ◆ 宮崎支部のジェネリック医薬品使用実績を分析し、次年度の促進事業アプローチ方法を検討
- ◆ 第2回保険者協議会における分析データ提供（11/19「協会けんぽ宮崎支部 二次医療圏別◆
年齢階級別ジェネリック医薬品使用状況（令和2年10月診療分データ）」
- ◆ ジェネリック医薬品安心使用促進協議会出席（7/26令和2年度取組事例および令和3年度取組計画発表）
- ◆ 宮崎市と連携した乳幼児保護者向け啓発

<令和4年度の取組> **KPI：対前年度以上**

- ◆ ジェネリック医薬品軽減額通知サービス実施（7月および2月）
- ◆ ジェネリック医薬品実績リスト等を活用した薬局関係者への働きかけ
- ◆ 使用実績の分析結果より、使用割合の低い医療機関に対し訪問聴取等を実施
- ◆ ジェネリックカルテを活用した地域ごとのジェネリック医薬品の使用状況を分析結果の、ジェネリック医薬品安心使用促進協議会や保険者協議会等における情報発信
- ◆ 宮崎市と連携した乳幼児保護者向け啓発

13.費用対効果を踏まえたコスト削減等

<KPI及び数値目標>

	令和3年度		令和2年度	
	宮崎支部	全国	宮崎支部	全国
一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 20%以下 とする。	20%	未確定	0% 全国1位	15.5%

<取組内容>

- ◆一般競争入札に占める一者応札削減に努める。
- ◆複数の事業者に参加への声掛けを実施
- ◆公告の期間を十分にとる

<令和3年度の実施結果>

- ◆入札等を行う際には複数事業者に声掛けを実施したが、一者応札案件が1件発生した。
次年度は、声掛けのタイミングを早めるなど、再発防止に努める。

<令和4年度の取組> **KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。**

- ◆一般競争入札に占める一者応札削減に努める。
- ◆複数の事業者に参加への声掛けを実施
- ◆公告の期間を十分にとる
- ◆令和3年度に一者応札となった事案については早めに動く

【参考資料】新聞広告

R4.1.28付 宮日新聞

事業主・加入者のみなさん!

健康診断を受けることで

あなたが負担する

保険料が下がることがあります。

それが、協会けんぽのインセンティブ(奨励金)制度です。

インセンティブ(奨励金)制度とは...

右の5つの評価指標に基づき全国47支部をランキング。上位過半の23支部について、インセンティブ(奨励金)により健康保険料率を減らせる制度です。

5つの評価指標

- 1 特定検診等の実施率
- 2 特定保健指導の実施率
- 3 特定保健指導対象者の減少率
- 4 要治療者の医療費削減率
- 5 発症治療品の処方割合

この図からわかることは...

- 1 上位過半(23支部)は、順位に合ったインセンティブ(奨励金)が分配されることで健康保険料率が下がります。
- 2 順位で示した支部は、報酬金が制度負担(その基準額)を超過したことで健康保険料率が下がります。

支部のランキングと保険料率がワンの関係

この図からわかることは...

- 1 支部の順位が高いとどうなるの?
 - A 健康保険料率が下がります。順位に合った健康給付金が分配されますので、その結果、負担する健康保険料率が下がります。
- 2 順位を上げるには、どうしたらいいの?
 - A 以下の項目(5つの評価指標)でできることから始めてみましょう。
 - 1 協会けんぽが提供する検診を受けましょう
 - 2 特定保健指導を受けて健康的な生活習慣を心がけましょう
 - 3 検診の結果、「要治療」「要治療者」の判定を受けると、必ず医療機関を受診を!
 - 4 ジェネリック医薬品を積極的に選びましょう

お問い合わせ **全国健康保険協会 宮崎支部** 協会けんぽ

〒880-8546 宮崎県横溝1-7-4 第一階ビル433号 TEL.0985-35-5364 受付/〒88-30-1715

R4.2.16付 宮日新聞

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

受付簡単!

国民健康保険の窓口にある「国民健康保険マイナンバーカード」マイナンバーカードをスキャンして受付するだけで、記入している健康保険の資格が確認できるようになります。

こんなに便利! マイナンバーカード!

マイナンバーカードに「特定検診・医療情報」

マイナンバーカードで自身の特定検診や薬剤情報、医療情報などが閲覧できます。本人の同意のもと、初めての医療機関などでもこれまでの情報を医師と共有し治療の参考にします。

マイナンバーカードで「医療費控除がカンタン!」

令和2年(2021年)は分年納付の確定申告から、マイナンバーカードを通して医療費控除情報の入力が可能になりました。

利用申し込みはカンタン!

マイナンバーカード取得

「通知カード」「個人番号通知書」は保険証として利用できません。

医療費控除の申請

利用申込はマイナンバーカード、マイナンバーカードのマイナンバーを照らし合わせます。

ずっと使える!

高齢は国民健康保険の立て替えないで!

国民健康保険料率決定がなくなり、国民健康保険料率による国民健康保険料の支払いが免除されます。

高齢者としてずっと使える!

高齢者として、新しく加入した国民健康保険から国民健康保険料率決定までの間は、マイナンバーカードを国民健康保険として使うことができます。

マイナンバーカードの国民健康保険証としての利用は、国民健康保険の加入申請が完了した時点で完了します。

マイナンバーカードとは? マイナンバーカードはマイナンバーと写真、手帳で利用可能な電子証明書、行政機関との連携により様々なサービスが利用できます。行政機関との連携により様々なサービスが利用できます。

お問い合わせ **全国健康保険協会 宮崎支部** 協会けんぽ

0985-35-5364 (代表)

〒880-8546 宮崎県横溝1-7-4 第一階ビル433号

https://myna.go.jp

国民健康保険料率決定のご案内

協会けんぽ

年に1度は特定健診を!

特定健診は、メタボリックシンドロームに備目して、生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脂質異常症、心臓虚腫や脳卒中などの病気のリスクの有無を検査し、予防、重症化を防ぐことを目的とした健診です。

対象者: **協会けんぽにご加入されている40歳以上の被扶養者**
申し込み方法: ご所属の健診機関へ直接お電話していただくことで簡単に申込みいただけます。

無料で受診
できる健診機関も
あります!



特定健診、受けないなんて
もったいない!



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ
〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮崎ビル5階
TEL.0985-35-5364 (音声ガイダンス)
営業時間/8:30~17:15(土日、年末年始を除く)

保険証を使えるのは、退職日までです。

勤務先を退職後に
今までの保険証で病院等を受診する
「無資格受診」が多発しています。

保険証は、退職後すみやかに勤務先へ返却ください。



勤務先へ返却する際は、**「無資格受診」が多発しています。**
退職後すみやかに、保険証を勤務先へ返却してください。返却後、保険証は廃棄処分となります。返却しない場合は、無資格受診となり、医療機関で受診する際に、保険証の提示を求められ、受診ができません。また、返却しない場合は、健康保険料の滞りや滞りによる延滞金などの発生も考えられます。

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ
〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮崎ビル5階
TEL.0985-35-5364
受付/平日8:30~17:15

NG

市販薬の使用(無資格受診)が多発するケース

- 病院の窓口で受診を拒否したら、何も言わずに使用できた
- 勤務先から保険証を返却しよう言われていない
- 退職前から主治医の病気やケガが治癒終了するまでは使えらると思ってた
- 次の保険証が手元に届くまで使用できると思っていた
- 退職した月の月末までは使えてると思ってた

既使用分の医療費は、返還していただきます。

既使用分の医療費は、返還していただきます。返還額は、既使用分の医療費に相当する額です。返還方法は、ご所属の健診機関へお問い合わせください。

4,000万円も?

令和2年度の既使用返還分は、なんと約4,000万円!

既使用分の医療費(既使用分)は、令和2年度の既使用分は、なんと約4,000万円です。返還額は、既使用分の医療費に相当する額です。返還方法は、ご所属の健診機関へお問い合わせください。

保険証としても使える!
マイナンバーカードが便利!

安心と健康のそばに 協会けんぽ

(全国健康保険協会)

令和4年3月分(4月納付分)からの保険料率を
お知らせします

宮崎支部の健康保険料率

令和4年2月分(3月納付分)まで	令和4年3月分(4月納付分)から
9.83%	10.14%

介護保険料率(全国一律)

令和4年2月分(3月納付分)まで	令和4年3月分(4月納付分)から
1.80%	1.64%

*任意継続被保険者の方は、令和4年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率は都道府県ごとに定められ、皆さまの取組が反映されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。加入者や事業主の皆さまに、以下の◎から◎の取組を行っていただくことで、医療費の伸びを抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

協会けんぽの財政は、楽観を許さない状況です。

協会けんぽの主な支出である医療費は、医療の高齢化や高齢化に伴い増加傾向が続いています。また、主に中小企業が加入する協会けんぽの保険料収入は景気変動の影響を受けやすい構造にあります。医療費の伸びが保険料の基礎となる資金の伸びを上回る赤字構造であることに加え、協会けんぽの財政については、高齢者医療制度への拠出金が今後増大することを踏まえると、楽観を許さない状況です。

加入者・事業主の皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい3つの取組

- 1 年一回の健診で健康状態をチェック!!**
健診を受けることで、病気を早期に見えたり生活習慣を改善するきっかけになります。ぜひ協会けんぽの実施している生活習慣病予防健診をご活用ください。
- 2 特定保健指導の利用や早期受診で疾病の重症化予防を!!**
健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導を受けましょう。また、医療機関の受診を勧められた場合には、疾病の重症化を防ぐために早期に受診しましょう。
- 3 従業員の健康を守る コラボヘルス!!**
事業主の皆さまに健康づくりに積極的に取り組む事業所であることを自ら宣言する「健康宣言」を行っていただく、協会けんぽが、職場が抱える健康課題を抽出し、改善に向けた提案や支援を行います。

こうした加入者・事業主の皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になります。

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ
お問い合わせはこちらまで
TEL.0985-35-5364 [受付時間]平日8:30~17:15
〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮崎ビル5階
https://www.kyokaikenpo.or.jp/

【参考資料】宮日新聞「くらしの相談」

R4.9.6付 宮日新聞

くらしの
相談 

Q

コロナ下でも特定健診
受けるべきか

過度の受診控え不要

【問い】4月はじめに黄色の封筒で特定健康診査受診券（セット券）が届きました。新型コロナウイルス感染症が心配ですが、今年も特定健康診査を受けた方がいいですか。

【答え】健診機関や健診会場では換気や消毒でしっかり感染症対策をしています。自覚症状の現れにくい生活習慣病の予防には定期的な健診で健康状態をしっかりチェックし、自分の体を知ることが健康維持の第一歩です。健康が気になる今だからこそ、過度な受診控えをせず、健診を受診しましょう。

協会けんぽでは、40歳から74歳の被扶養者の方に、4月頃特定健康診査受診券

（セット券）（以下、受診券）を被保険者さまのご自宅へお送りしています。特定健診の主な検査項目は、身体計測、血圧測定、血糖・脂質・肝機能検査、尿検査です。受診券を利用することで、費用の補助を受けられます。予約の際に受診券を利用する旨をお伝えください。健診当日は健診機関の案内に従って受診しましょう。

特定健診はご自身の健康状態を知るためのとても大切なものですので、毎年受診するようにしましょう。

【お問い合わせ先】宮崎市橋通東1の7の4、第一宮銀ビル5階、全国健康保険協会宮崎支部 ☎0985(35)5364。

（協会けんぽ宮崎支部）

R4.3.7付 宮日新聞

くらしの
相談 

Q

任意継続健康保険とは

退職後2年間加入可

【問い】私は会社員で3月末に退職する予定です。協会けんぽの任意継続健康保険について教えてください。

【答え】《加入資格と加入期間》協会けんぽの被保険者期間が、退職日まで継続して2カ月以上ある方が2年間健康保険に加入できる制度です。《保険料》目安として、おおむね退職時に給与から引かれていた健康保険料の2倍になります。ただし、保険料には上限があります。《加入の手続き》退職日の翌日から20日以内に、所定の申出書をお住まいの都道府県にある協会けんぽ支部に提出していただきます。なお、扶養家族がいらっしゃる場合は、その方の収入や生計維持関係の

確認のために証明書類の添付が必要です。《資格を喪失するとき》被保険者が「就職して健康保険の資格を取得した」「保険料を納付期限までに納付しなかった」「75歳になった」「亡くなられた」ときです。国民健康保険や扶養家族への切り替えで任意継続健康保険をやめることはできません。

【お知らせ】協会けんぽでは、感染症予防対策として、郵送による申請書類の提出をお願いしております。

【お問い合わせ先】宮崎市橋通東1の7の4、第一宮銀ビル5階、全国健康保険協会宮崎支部 ☎0985(35)5364。

（協会けんぽ宮崎支部）

【参考資料】「月刊パームス」「きゅんと」「タウンみやざき」

R4.3 「タウンみやざき」◆「月刊パームス」

R4.3「きゅんと」

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※各都府県によっては、健康保険証や被保険者証、療養給付用認定書等が必要となる場合があります。

こんなメリットがあります!

- 1 より良い医療が可能に!**
本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診や薬剤情報を医師と共有でき、より適切な医療が受けられます。
- 2 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!**
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!**
オンライン上(マイナポータル)で自分の医療費通知情報の閲覧・自動入力が可能となり、医療費控除の手続きがより簡単に!
- 4 健康保険証としてずっと使える!**
就職・転職後もマイナンバーカードを健康保険証として使用できます!
※マイナンバーカードの健康保険証利用開始を申し込む際、必ず健康保険の加入申請を、その後の健康保険の加入申請は、このマイナンバーカードで行えます。

利用申込はカンタン! マイナポータルやセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで利用申込できます。 スマホからも申込ができる! マイナポータルはこちらから

どうやって使うの? スッと置いてピッと認証!

- 1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く**
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。
- 2 オンラインであなたの健康保険資格を確認!**
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により健康保険の資格をオンラインで確認します。

40歳以上の加入者の約7割 マイナポータル上で健診結果などを閲覧できるようになりました。

★マイナポータル上で特定健診(※1)や定期健診等(※2)の結果の閲覧が可能になりました。
(※1)生活習慣病の予防・改善のため、医療費が40〜74歳の方を対象に実施する健診 (※2)特定健診の結果に基づき医師が患者さんから保険者から提供された場合に随時可
★令和2年度以降に受診していただいた健診の結果を閲覧できます。(健診後約3ヵ月後)

マイナポータルとは 政府が運営するオンラインサービス。自分専用のサイトから、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりします。

健康診断結果 処方履歴

全国健康保険協会 宮崎支部 協会けんぽ 宮崎

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※各都府県によっては、健康保険証や被保険者証、療養給付用認定書等が必要となる場合があります。

こんなメリットがあります!

- 1 より良い医療が可能に!**
本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診や薬剤情報を医師と共有でき、より適切な医療が受けられます。
- 2 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!**
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!**
オンライン上(マイナポータル)で自分の医療費通知情報の閲覧・自動入力が可能となり、医療費控除の手続きがより簡単に!
- 4 健康保険証としてずっと使える!**
就職・転職後もマイナンバーカードを健康保険証として使用できます!
※マイナンバーカードの健康保険証利用開始を申し込む際、必ず健康保険の加入申請を、その後の健康保険の加入申請は、このマイナンバーカードで行えます。
- 5 自身の健康管理に役立つ!**
オンライン上(マイナポータル)で自分の特定健診や定期健診情報(40歳以上の方のみ)、療養情報等閲覧可能に、自身の健康管理に役立ちます!

利用申込はカンタン! マイナポータルやセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで利用申込できます。 スマホからも申込ができる! マイナポータルはこちらから

どうやって使うの? スッと置いてピッと認証!

- 1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く**
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。
- 2 オンラインであなたの健康保険資格を確認!**
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により健康保険の資格をオンラインで確認します。

全国健康保険協会 宮崎支部 協会けんぽ 宮崎

お問い合わせはこちらまで TEL.0985-35-5364(代表)受付時間/平日8:30~17:15 7890-8546 宮崎市橋通1-7-4 第一宮崎ビル5階 協会けんぽ 宮崎